

# 県民の友

発行/和歌山県 知事公室 広報公聴課 〒640 和歌山市小松原通1の1 0734(32)4111

6月号  
55年



きらめく海、山、川。  
かよう心を大切に。  
より住みよい郷土を  
みんなの手で――。



6月27日開園予定!

## 「牛窓あゆみ園」

身体障害者療護施設「牛窓あゆみ園」が完成し、六月中に開園の予定です。そこで、「牛窓あゆみ園」の紹介とともに県の障害者対策のあらましをお知らせしましょう。

一歩でも前へ!! 昨日より

## 身体障害者 療護施設

### 障害者のための 福祉対策

十八歳以上の重度の身体障害者が長期に入所し、治療と養護が受けられる省内で初の施設——「牛窓あゆみ園」が完成しました。

全館冷暖房完備で、特に床暖房付きのトイレも採り入れています。浴場には、寝たままの状態で入浴できる最新式の特殊浴槽も整備。

また、食堂、ホールなどに兼用できるように大きなスペースを設けたり、南面を総ガラス張りの明るい部屋にしているのも特徴の一つです。総事業費は約五億六千万円。

所在地 西牟婁郡上富田町岩田  
構造 鉄筋コンクリート平屋  
建物面積 約2,600m<sup>2</sup>  
定員 80人

六月二十七日に開園する予定ですので入所希望の方は、各

都市の福祉事務所か各市町村役場でご相談ください。

障害者の能力回復のための更生医療費や補装具、日常生活用具などの給付、また、在宅の重度障害者のための家庭奉仕員や介護人、盲人ガイドヘルパーなどの派遣を行っています。

さらに、社会参加をすすめるための訓練事業も実施。昭和五十四年度からは市町村と協力して、心身障害者に働く

障害者年金、障害福祉年金のほか、県の単独事業として、在宅重度障害者福祉手当制度を設けるなど収入を得にくい障害者の生活安定を考えています。

所得保障 国民年金法による障害年金、障害福祉年金のほか、県の単独事業として、在宅重度障害者福祉手当制度を設けるなど収入を得にくい障害者の生活安定を考えています。

在宅福祉サービス 身体障害者のための更生医療費や補装具、日常生活用具などの給付、また、在宅の重度障害者のための家庭奉仕員や介護人、盲人ガイドヘルパーなどの派遣を行っています。

さらに、社会参加をすすめるための訓練事業も実施。昭和五十四年度からは市町村と協力して、心身障害者に働く

県では昭和五十二年に「長期総合福祉構想」を策定しましたが、特に、社会の急激な変化に対応していく心身障害者の福祉対策は、細かい配慮で適切な施策を講じることとし、施設整備とともに在宅対策の充実に努めています。

所得保障 国民年金法による障害年金、障害福祉年金のほか、県の単独事業として、在宅重度障害者福祉手当制度を設けるなど収入を得にくい障害者の生活安定を考えています。

在宅福祉サービス 身体障害者のための更生医療費や補装具、日常生活用具などの給付、また、在宅の重度障害者のための家庭奉仕員や介護人、盲人ガイドヘルパーなどの派遣を行っています。

在宅福祉サービス 身体障害者のための更生医療費や補装具、日常生活用具などの給付、また、在宅の重度障害者のための家庭奉仕員や介護人、盲人ガイドヘルパーなどの派遣を行っています。

の設置をすすめています。

なお、重度心身障害者(児)

の医療費支給は、昭和五十一

年から実施中です。

福祉施設の整備 このほど

完成した療護施設「牛窓あゆみ園」、そして、来年度には

東牟婁郡古座町に精神薄弱者

援助施設を建設するなど、県

では民間とも協力しながら障

害者の方のために各種施設の

整備につとめています。

なかでも昭和四十九年に完

成した「身体障害者福祉センターハウス」は、隣接する(編)琴の浦リハビリテーションセンター

浦リハビリテーションセンター

と「一体」となつて、障害者

の方々のあらゆる相談、治療

から社会自立までを考えた総

合的なもので、障害者専用の

スポーツやレクリエーション、

研修などにも利用できます。

なお、昨年十月、和歌山市

駿河町に県身体障害者連盟の

手で「身体障害者総合福祉会館」が建設され、自分達で建築

いた自分達の「城」として活

用されています。

心身の障害などについて、

相談ごとがあるときは、県庁

障害福祉課、各郡市の福祉事務所、または県身体障害者福

祉センター(〒641和歌山市毛見琴の浦一四三七一二一八

☎(毛見)四五一五三二一

へどうぞ。

お気軽にご相談を!

## 和歌山県を訪問して――

この度、私は県議会の代表

とともに、ブラジルおよび

米国を中心とした海外視察を

してまいりました。ブラジル

国サンパウロ州政府の招請と

在ブラジル和歌山県人会連合

会の要請に応えたものです。

県人会では、連合会創立25周年記念式典を一年延ばして

待つていてくれたほどで、大

変な歓迎を受けました。

遠く祖国を離れた国で、農

業開拓など筆舌につくせない

ような苦労をしてこられた方

々。そんな中でも「子供達に

教育だけは」という一世のた

ゆみない努力が、今、大きく

実を結びつつあります。二世、

次第です。サンパウロ州政府

あげての歓迎を受けましたが、

これも県人などの力強さ、信

用の厚さを物語るものだと思

います。

ブラジルの各地で、また、多

くの和歌山県人と話す機会を

得たわけですが一世、二世

の間では、日本ではともすれ

ぞりに参画しているということ

を聞き、教育の大切さ、人づ

くりの大しさを改めて感じた

次第です。サンパウロ州政府

あげての歓迎を受けましたが、

これも県人などの力強さ、信

用の厚さを物語るものだと思

います。

米国やアルゼンチンでも、多

くの和歌山県人と話す機会を

得たわけですが一世、二世

の間では、日本ではともすれ

ぞりに参画しているということ

を聞き、教育の大切さ、人づ

くりの大しさを改めて感じた

次第です。サンパウロ州政府

あげての歓迎を受けましたが、

これも県人などの力強さ、信

用の厚さを物語るものだと思



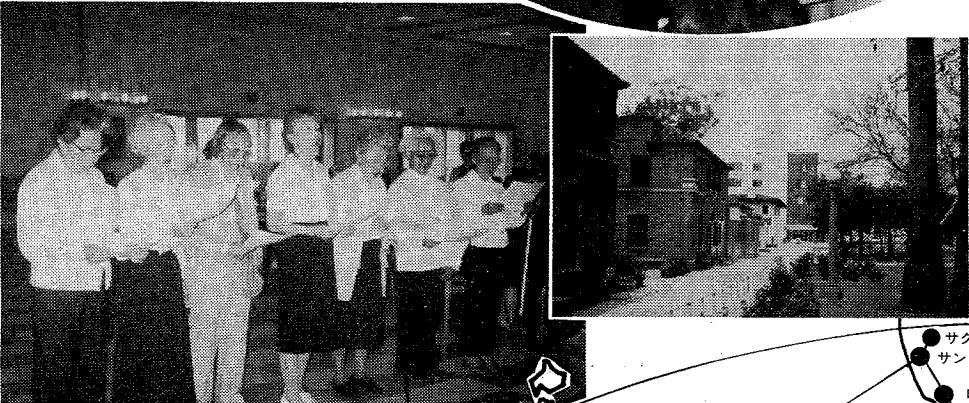
▲県人の経営するイチゴ畠で農業談義（ロサンゼルス）

## 先人の努力と活躍ぶりに敬意

▼ブラジルの国会議事堂（ブラジリア）



「県人が大変お世話をっています。ぜひ、和歌山へおいで下さい…」サンパウロ州知事（パウロ・サリン・マルフ氏）と。



▲身寄りをなくした150人が入っている。病院などの施設も整っており、表情も明るい。コーラスで一行を歓迎。

米国やアルゼンチンでも、多くの和歌山県人と話す機会を得たわけですが一世、二世の間では、日本ではともすれぞりに参画しているということを聞き、教育の大切さ、人づくりの大しさを改めて感じた次第です。サンパウロ州政府あげての歓迎を受けましたが、これも県人などの力強さ、信

用の厚さを物語るものだと思います。

米国やアルゼンチンでも、多くの和歌山県人と話す機会を得たわけですが一世、二世の間では、日本ではともすれぞりに参画しているということを聞き、教育の大切さ、人づくりの大しさを改めて感じた次第です。サンパウロ州政府あげての歓迎を受けましたが、これも県人などの力強さ、信

用の厚さを物語るものだと思います。

米国やアルゼンチンでも、多くの和歌山県人と話す機会を得たわけですが一世、二世の間では、日本ではともすれぞりに参画しているということを聞き、教育の大切さ、人づくりの大しさを改めて感じた次第です。サンパウロ州政府あげての歓迎を受けましたが、これも県人などの力強さ、信

ば忘れられがちな「日本の良さ」といったようなものを今まで持続しているように感じました。

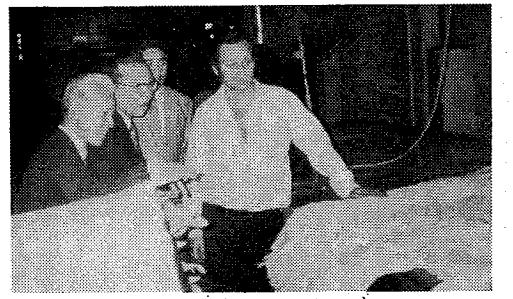
そして、祖国日本、ふるさと和歌山県が、少しでもよいとしている。「21世紀の国」ブラジルで、その国の人々の中における新しい国づくりに向けこんで、新しい国づくりにひしひしと伝つてきました。

とともに発展していくために、この海外視察を契機として、関係国や各州と和歌山県との親善、交流など積極的にすすめていきたいと考えています。

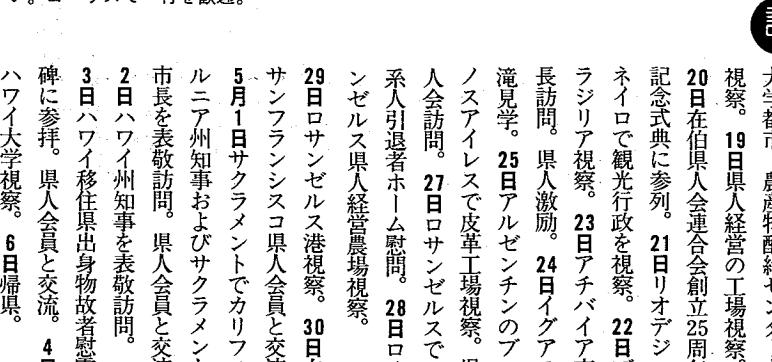
外國の実情を知るとともに日本によき、和歌山のよさを再認識できたこと、また当然のことながら、本県のすすむべき道も世界的な視野の中で考えていかねばならないと痛感しました。



▲日本人会の最高齢者、貴志さん（102歳、和歌山市出身）にお祝い。（ニューヨーク）



▲皮革工場を視察。（ブエノスアイレス）



20日在伯県人会連合会創立25周年記念式典に参列。21日アチバイア市長訪問。県人激励。24日イグアス滙見学。25日アルゼンチンのブエノスアイレスで皮革工場視察。26日サンパウロ市内の方は県人会員と交換。27日ロサンゼルスで日本大使館視察。28日ロサンゼルス県人会員と交換訪問。29日ハワイ移住県出身物故者慰靈碑に参拝。県人会員と交換。30日在

31日ハワイ州知事を表敬訪問。

32日ハワイ大学視察。33日在

34日帰県。

35日在

36日在

37日在

38日在

39日在

40日在

41日在

42日在

43日在

44日在

45日在

46日在

47日在

48日在

49日在

50日在

51日在

52日在

53日在

54日在

55日在

56日在

57日在

58日在

59日在

60日在

61日在

62日在

63日在

64日在

65日在

66日在

67日在

68日在

69日在

70日在

71日在

72日在

73日在

74日在

75日在

76日在

77日在

78日在

79日在

80日在

81日在

82日在

83日在

84日在

85日在

86日在

87日在

88日在

89日在

90日在

91日在

92日在

93日在

94日在

95日在

96日在

97日在

98日在

99日在

100日在

101日在

102日在

103日在

104日在

105日在

106日在

107日在

108日在

109日在

110日在

111日在

112日在

113日在

114日在

115日在

116日在

117日在

118日在

119日在

120日在

121日在

122日在

123日在

124日在

125日在

126日在

127日在

128日在

129日在

130日在

131日在

132日在

133日在

134日在

135日在

136日在

137日在

関西国際空港の規模と位置が国の航空審議会から答申があつて以来すでに約六年を経たが昭和五十一年度から行われていた國の諸調査もほぼ完了し今年度中には本県を含む地元三府県知事に空港計画案等の資料が示されようとしている。



## 妊婦に多い 「むし歯」と「虫歯」

果たして泉州沖に建設されようとしている新空港は県民の福祉を増進し県勢の将来の発展につながるものであるかどうか。県としても慎重に見極め設置の可否について判断を下さなければならない時期が迫っている。

この機会に大詰めにさしかかった関西国際空港問題の経過と現況をお知らせしその問題点等に焦点をあててみたい。

運輸省は昭和四十九年八月の航空審議会の答申に基き昭和五十一年度から泉州沖候補地を中心気象・地象に関する自然条件調査、社会・経済文化に関する社会条件調査、空港の施設、施工、管理に関する空港条件調査および空港周辺の環境における影響についての環境影響調査を実施

### みんなで考えよう



## 関西国際空港

してまたが昭和五十四年度をもつてほぼ完了した。関西国際空港は世界でもはじめてといわれる本格的な海上空港であり、建設工法を含めてその空港計画については

上空港であります。関西国際空港特別委員会を設けて特にこの問題について集中的に審議を続けている。

また候補地に近い和歌山市をはじめ那賀郡各町でも新空港問題に対する関心が高まり、議会内に特別委員会を設け、その影響等について審議を行なうなど真剣な検討が進められている。

知事は、今日まで、「新空港を設置する必要性は認めるが、公害のない空港であるとともに本県の発展に寄与するものであること」を前提条件とし、「その見極めがつくまでは警戒的白紙である」との方針を堅持してきた。県としても、空港の立地が生活環境、生産環境に与える影響や周辺地域の整備等について十分に調査、検討し県議会をはじめ、県下各界各層の代表者、学識経験者で構成する県空港問題審議会、更には関係市町村、関係機関などの意見を聞きながら慎重に対処していくかねばならないと考えている。

一方、県としても航空機の数多くの前例のない問題を抱えているため、現在国の航空審議会において慎重に審議中である。

国はこれらの審議結果をまとめて空港計画案、環境影響評価案を作成し、周辺地域整備

があります。これは妊娠性歯炎と呼ばれるもので、ふつうは分娩とともに治りますが、漏になると歯槽膿漏になります。これらの予防は何といっても口の中を清潔にすることです。

妊娠中、むし歯になりやすいのは、妊娠のため唾液が酸性になつたり、口の中の細菌が増えるためです。それに、つわりなどのため口の中を洗うのがめんどうになり、汚れたままにしておく、ということも一因です。

また、妊娠するとホルモンの変化や栄養障害などのため、歯肉が赤くはれ出でること

議状況からみていつ頃になるかは明確でないが、当初予定されていた「昭和五十五年度の出来るのは早い時期（五月一六月）」という計画は大幅に遅れてきている。

一方、県としても航空機の

## 経過と現況

午後回答

**【移動相談】**（弁護士が同行）  
6月27日（金）、7月11日（金）午前中受付、内容整理主幹が相談をお受けします）  
**【弁護士による法律相談】**場所 県民総合相談室（県庁本館二階）、各県事務所（県民総合相談室（東牟婁二階））  
**【弁護士による相談】**6月21日（土）、7月19日（土）午前10時～正午。場所は常設相談と同じ。

**【巡回相談】**午前10時～午後4時（西牟婁県事務所は午前11時から）西牟婁県事務所

6月17日、24日、7月1日、8日、15日。伊都県事務所は6月25日。有田県事務所は7月2日。日高県事務所は7月7日。串本町役場は7月9日。

午後1時～4時。中津村中央公民館は6月30日、午前11時～午後4時。高野町伏原第一会館は7月9日、午後1時～4時。

4時（西牟婁県事務所は午前11時から）西牟婁県事務所

6月17日、24日、7月1日、8日、15日。伊都県事務所は6月25日。有田県事務所は7月2日。日高県事務所は7月7日。串本町役場は7月9日。

午後1時～4時。町伏原第一会館は7月9日、午後1時～4時。

4時（西牟婁県事務所は午前11時から）西牟婁県事務所



主催者の都合で変更することがあります

県民文化会館 ☎(0734)36-1331  
〒640 和歌山市小松原通1-1 (火曜日休館)

●大ホール ▷和歌山混声合唱団演奏会、6月21日、午後6時30分(500円) ▷陸パレエ発表会6月22日、午後1時(無料) ▷館ひろし、6月25日、午後6時30分(2800円) ▷歌舞伎鑑賞教室(高校生の学校単位鑑賞に限る)、6月27日、午後1時30分(料金未定) ▷ジュディオング、6月28日、午後2時と6時(1500~4000円) ▷木暮美千代、6月29日、午後1時(2500~3000円) ▷チエコ少年少女合唱団、7月10日、午後6時30分(親子2700円、大人2000円、小人1000円)

●小ホール ▷東京新堀アンサンブル、6月18日、午後6時30分(1500~2000円) ▷わかば会ピアノ発表会、6月22日、午後1時(無料) ▷女声合唱コロ・チエリア演奏会、6月23日、午後6時30分(500~1000円) ▷能楽、6月29日、午前9時(無料) ▷立石靖子ピアノ発表会、7月13日、午後1時(無料) ▷高圧ガス輸送車両講習会、7月14日、午前10時(無料)

県立近代美術館 ☎(0734)36-1331  
〒640 和歌山市小松原通1-1 (火曜日休館)

▷和歌山県美術家協会展、第一期6月19日~6月23日、第二期6月26日~30日

県立博物館 ☎(0734)23-2467  
〒640 和歌山市一番丁1 (和歌山城公園内)

▷常設展「紀州の文化財」一般100円、大高生50円、中生30円(月曜日休館)

県立体育館 ☎(0734)22-4108  
〒640 和歌山市中之島向ノ芝195-1

▷近畿高校体操選手権、6月21~22日 ▷近畿社会人重量挙げ、6月29日 ▷県社会人卓球選手権、7月6日 ▷国体卓球競技県予選、7月12日

紀三井寺運動公園 ☎(0734)44-7565  
県郡市公園事務所 〒641 和歌山市毛見200

●陸上競技場 ▷和歌山市記録会、6月22日

▷和歌山市中学校総体、7月13日

●野球場 ▷高松宮杯予選、6月16日~18日

▷紀南対抗野球、6月21日~22日、28日 ▷国体予選、6月23日~25日、29日、30日 ▷天皇杯県大会、7月5日、6日

●庭球場 ▷全日本実業団予選、7月12日 ▷国体予選、7月13日

●球技辅助競技場 ▷サッカーフィールド予選、6月22日、29日、7月6日 ▷サッカーフィールド、7月13日

植物公園緑花センター ☎(0736)2-4029

〒649-62 那賀郡岩出町東坂本(火曜日休園)

▷園芸教室(庭木の整枝、せん定)、7月13日、対象:一般爱好者 ▷造園研修(造園設計)、7月17日、対象:造園業者 ▷造園研修(造園土木施工)、7月18日、対象:造園業者

みなさんは、「天は人の上の人に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という言葉を知っていますか。

この言葉は、今までなく、どのような人間も、人間として対等であり平等なものであることをあらわしたものだと思います。それに、人間が人間を尊重すること、人間が人間を差別しないこと、これが人間を差別しないことが、いかに大切なことであるかは、しばしば耳にしたことと思います。しかし、このことを、言葉どおりに実行することは、たいへんむずかしいことです。ともすれば「女のくせ」などと思つたり、いつたりしがちです。

たとえば、黒人の子供を見て、なんのこだわりもなしに親しくしたり友だちになれる人が、私たちのなかに何人いるでしょうか。それほど多くないことは、たしかだと思します。また、手足の不自由な人などを見て、同情する人は

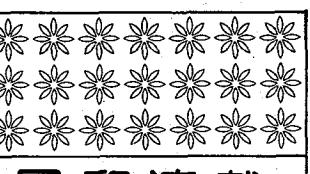
たくさんいても、ほんとうに対等の気持ちでつきあいすることができる人は、かぎられていると思います。

このように、人間は平等である。人間を差別することは悪いことであるということを言葉のうえではわかっていても、それをじつさいに行動にうつすことは、きわめて困難なことなのです。人間を正しく理解し、尊重することには強い意志と行動力が必要だと思います。

ところが、人間はともすれば、自分より力の弱いものや才能のおとつているものや、まことにたいして、けいべつしたり、うねぼれたり差別したりしがちです。それだけ、人間の心というものがもろく弱いことをしめしているように思われます。

(感想) この作文が訴えている重要なポイントは、「実行・行動が大切だ」ということです。

同和問題も「理解・認識」にとどまらず「実践・行動」しなければ問題の解決になりませ



## 差別について

九度山町 一年 野口房恵

る考え方、いつも支配者や権力を持っている人たちによってつくりだされていました。そのほうが、人間を支配するのにどうがよいからです。

このように、同じ人間でありながら住む場所や仕事によって差別される、そんな事が日本や世界でおこなわれてゐることは、悲しむべきことだといわなければなりません。

そして、この差別の実態を正しく認識することは、日本の社会の矛盾やしづみを、正しくとらえる力を持つことだと思います。だから、このようないい差別をなくすためにとりくまれた責任だと思います。

そして、これらいつさいの差別をなくすため、私たちのひとりひとりが、この問題にどうとりくみ、どう行動するかを考えなくてはいけないと

差別をなくすために、私たちのひとりひとりが、この問題にどうとりくみ、どう行動するかを考えなくてはいけないと

差別をなくすため、私たちのひとりひとりが、この問題にどうとりくみ、どう行動するかを考えなくてはいけないと

差別をなくすため、私たちのひとりひとりが、この問題にどうとりくみ、どう行動するかを考えなくて